

## 南山大学安全保障輸出管理委員会規程

(目的)

**第1条** 南山大学安全保障輸出管理規程第9条に基づき、南山大学の安全保障輸出管理に関する重要事項を審議するため、南山大学安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、安全保障輸出管理に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 1 規程等の制定および改廃に関する事項
- 2 教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項
- 3 最高責任者から諮問された事項にかかる調査等に関する事項
- 4 その他、輸出管理に関する重要事項

(構成)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 1 統括責任者
- 2 管理責任者のうち、最高責任者が指名した者 若干名
- 3 国際センター長
- 4 教育・研究事務部長

② 委員長は、統括責任者とする。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了前に退任する委員があるときは、この委員に代わって就任する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事の運営)

**第5条** 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

② 委員会は、委員総数の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

③ 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

④ 委員長が必要と認めた場合は、委員会の議を経て、委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

**第6条** 委員会の事務は、教育企画・研究推進課が担当する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。